

## 28監査公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成28年1月18日に福岡市長から定期監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成28年2月25日

福岡市監査委員	川上晋平
同	大石修二
同	齋田雅夫
同	伯川志郎

### 1 監査報告と措置の件数

27監査公表第12号（平成27年10月1日付 福岡市公報第6244号(別冊) 公表)分

・・・5件

### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

27監査公表第12号（平成27年10月1日付 福岡市公報第6244号(別冊) 公表)分

(事務監査)

#### 1 局別監査

##### (1) 総務企画局

監査の結果	措置の状況
<p>委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料等の支出については、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成26年度「ユニバーサル都市・福岡賞実施業務委託」の委託料及び平成25年度の役務費の支出において、検査完了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>今後、支出については、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(企画課長)</p>	<p>平成27年8月4日に、局内の全所属長に対して総務企画局長名で通知を行い、今回の指摘内容について共有するとともに、再発防止に向けて周知徹底を図った。</p>

##### (2) 環境局

監査の結果	措置の状況
現金取扱事務について適正な事務処理を	廃棄物搬入の料金不足の際の事務処理に

<p>行うよう注意を求めるもの</p> <p>収納金等現金の取扱いについては、福岡市会計規則の規定に則り適正に処理しなければならない。しかしながら、平成25年度及び同26年度の廃棄物処理手数料に係る現金の取扱いにおいて次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、廃棄物処理手数料に係る現金取扱事務については、福岡市会計規則その他関係法令等に則り適切に行うよう十分注意し、料金不足時の取扱いについて関係各課と協議し検討されたい。</p> <p>(ア) 廃棄物搬入の料金不足の際、不足料金を入れないと計量(精算)が完結しないとして、つり銭資金を一時的に使用して不足料金分を入金することによりゲートを開扉していた。本来つり銭資金は他の目的に使用してはならないものであり、また、本来廃棄物の搬入者が支払うべき不足料金を一時的にとはいえ公金で補うという不適切な事務処理であった。</p> <p>(臨海工場)</p>	<p>については、つり銭資金を使用したゲートの開扉は行わず、搬入者から「廃棄物(ごみ等)処理手数料に係る未払金確認及び誓約書」を徴取して、納入通知書による後納を行うこととした。</p> <p>また、平成27年12月に関係職員に対する研修を実施し、料金不足の際の事務処理について、周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) また、上記の事務処理を行うことにより不足料金を確実に回収することが必要となるため、搬入者から「廃棄物(ごみ等)処理手数料に係る未払金確認及び誓約書」及び免許証の写し等を徴していたが、回収の証拠書類となる当該書類には、支払期日、その他完納状況に関する施設記載欄に未記入箇所が多く、完納状況の確認記録がないものが多数あった。</p> <p>(臨海工場)</p>	<p>「廃棄物(ごみ等)処理手数料に係る未払金確認及び誓約書」については、搬入者から不足料金を確実に回収する証拠書類としての重要性を再認識し、各記載欄への確実な記入について、平成27年7月に関係職員に研修を実施し、周知徹底を図った。</p>

(3) 港湾局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
土地家屋借上料等の支払いに長期日数を	支払事務のチェックリストを作成し、毎

<p>要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>土地家屋借上料等の支出については、履行確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、土地家屋借上料等の支出において次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、支出については、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(ア) 平成26年度「博多港ベイサイドミュージアム賃貸借」第1期分の土地家屋借上料の支出において、完了の確認日から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>(総務企画課)</p>	<p>月確実に活用することで、請求書の提出を遅延なく催促し、支払事務の遅延や漏れを防ぐよう課内のチェック体制の強化を図った。</p>
<p>(イ) 平成26年度「海岸保全区域巡回警備業務委託」外1件の委託料の支出において、検査完了から支払いまで長期日数を要していた。</p> <p>(理財課)</p>	<p>支払事務のチェックリストを作成し、毎月確実に活用することで、請求書の提出を遅延なく催促し、支払事務の遅延や漏れを防ぐよう課内のチェック体制の強化を図った。</p>